

## 第8次総量削減計画等について

## 1 制度の概要

瀬戸内海等の閉鎖性海域では、水質汚濁防止法に基づく排水基準（濃度基準）のみによっては、化学的酸素要求量（COD）等の環境基準達成が困難なことから、海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する「水質総量削減制度」が導入されている。

この制度では、環境大臣が定めた化学的酸素要求量（COD）等に係る削減目標を達成するため必要な事項を定めた「総量削減計画」の策定とともに、50m<sup>3</sup>/日以上の特定事業場の化学的酸素要求量（COD）等の汚濁負荷量を規制した「総量規制基準」を定めることとなっている。

## 2 総量削減計画(素案)の概要

～とくしまのSATOUMI（里海）の次世代への継承～

- (1) 目標年度 平成31年度
- (2) 削減目標量（1日あたりの発生量）

「化学的酸素要求量（COD）」については、良好な水質を次世代に継承するために、生活排水処理施設の整備促進等により更なる削減を行う。

「窒素・りん」の栄養塩については、藻類の色落ちや漁獲量の減少との蓋然性を見据えながら、水質改善と生物多様性・生産性といった相反する課題を両立させる削減目標量とする。

第8次目標 平成31年度	COD	窒素含有量	りん含有量
(第7次目標)	34トン (35トン)	19トン (19トン)	1.5トン (1.5トン)

## 3 総量規制基準(案)

1日当たりの平均的な排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場を対象とした総量規制基準については、第7次から変更なしとする。

$$\text{総量規制基準値 (L) [kg/日]} = \text{知事が定める値 (C) [mg/リットル]} \times \text{特定排出水量 (Q) [m}^3\text{/日]} \times 1/1000$$

※C値は業種毎に定める 例：パルプ製造業70mg/リットル など215種

## 4 今後のスケジュール

- |          |                |               |          |
|----------|----------------|---------------|----------|
| 平成29年 2月 | 議会報告           | パブリックコメント     | 環境大臣事前協議 |
| 3月       | 徳島県環境審議会生活環境部会 |               |          |
| 4月       | 環境大臣正式協議       |               |          |
| 6月～      | 議会報告           | 総量削減計画の策定及び告示 |          |